

保護者様

京都市立洛水中学校  
校長 中栄 英雄

## 台風・地震等に対する非常措置について

本校においては、台風等により「京都市」（※テレビ、ラジオではこれまでどおり「京都南部」または「京都・亀岡」地域で報道される場合があります。）に「暴風警報」が発令されている場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に十分注意してください。なお、「大雨洪水警報」「・・・注意報」等は該当しません。

\* 昨年、PTA メール配信やホームページ掲載については、システムが混み合い、すぐにお伝えすることができないことがありました。記載内容での対応をお願いします。

### 記

#### 1 登校前に、暴風警報が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

##### 【7月16日（木）の場合】

暴風警報解除の時刻	措置
午前 7 時までに解除になった場合	平常授業（給食は実施）
午前 9 時までに解除になった場合	3校時から始業（給食は実施）
午前 11 時までに解除になった場合	臨時休業 懇談会のみ実施
午前 11 時現在、警報発令中の場合	臨時休業 懇談会も中止

※懇談会中止の場合は、担任から調整の連絡をさせて頂きます。

##### 【7月17日（金）の場合】

暴風警報解除の時刻	措置
午前 7 時までに解除になった場合	平常授業
午前 9 時までに解除になった場合	3校時から始業（10時40分から）
午前 9 時現在、警報発令中の場合	臨時休業
午前 11 時までに解除になった場合	臨時休業（13時30分から部活動可）

※臨時休業の場合、全校集会は中止とします。

午後からの部活動実施は、顧問から事前に連絡しています。

#### 2 在校中に暴風警報が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。決定後、PTA メール配信とホームページでもお知らせします。

#### 『特別警報』に対する非常措置

前日に、特別警報発令した場合は、当日を臨時休業にします。

ただし、16日の場合、午前0時までに解除となつたときは、懇談会のみ実施します。

#### 在校中に特別警報が発令した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。